

# 機械保全技能検定

## 試験科目及びその範囲並びにその細目

# 基礎級

## 5 基礎級

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

機械保全の職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲並びにその細目

表 5 のとおりである。

【表 5】

試験科目	範囲	細目
<b>【学科試験】</b> <b>1 機械の種類</b>		次に掲げる機械の種類について初歩的な知識を有すること。 (1) 工作機械      (2) 化学機械      (3) 製鉄機械      (4) 鑄造機械 (5) 荷役機械      (6) 自動組立て機械 (7) その他の機械
<b>2 機械の主要構成要素の種類</b>		機械の主要構成要素に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 (1) ねじの種類 (2) ボルト、ナット、座金等のねじ部品の種類 (3) 次の歯車の種類 イ 平歯車              ロ はずば歯車      ハ かさ歯車              ニ やまば歯車 ホ ウォーム及びウォームホイール      ヘ ラック及びピニオン (4) 次のものの種類 イ キー、コッタ及びピン              ロ 軸、軸受及び軸継手              ハ ベルト及びチェーン伝動装置 ニ ブレーキ                              ホ ばね                              ヘ 管、管継手、弁及びコック ト 密封装置



<p><b>4 安全衛生に関する基礎的な知識</b></p>	<p><b>油圧機器及び空気圧機器の種類</b></p>	<p>次に掲げる油圧機器及び空気圧機器の種類について初歩的な知識を有すること。                  (1) 油圧ポンプ (2) 油圧シリンダ及び空気圧シリンダ                  (3) 油圧計及び空気圧計 (4) 電磁弁 (5) フィルタ (6) 空気圧縮機</p>
	<p><b>油圧装置及び空気圧装置に生ずる故障の種類</b></p>	<p>油圧装置及び空気圧装置に生ずる故障の種類、原因及び防止方法について初歩的な知識を有すること。</p>
	<p><b>作動油の種類</b></p>	<p>作動油の種類について初歩的な知識を有すること。</p>
	<p><b>電気用語</b></p>	<p>次に掲げる電気用語について初歩的な知識を有すること。                  (1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) 周波数</p>
	<p><b>電気機械器具の取扱い</b></p>	<p>開閉器の取扱い方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>機械保全作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。                  (1) 保護具の取扱い方法 (2) 作業手順 (3) 作業開始時の点検                  (4) 整理整頓及び清潔の保持                  (5) 安全衛生標識 (立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等)                  (6) 合図 (7) 服装</p>

<p><b>【実技試験】</b></p> <p><b>1 機械系保全作業</b></p>	<p><b>機械の主要構成要素に生ずる欠陥の発見</b></p> <p><b>潤滑剤の判定</b></p>	<p>機械の主要構成要素に生ずる次に掲げる損傷等の徴候の発見ができること。</p> <p>(1) 焼付き (2) 異常摩耗 (3) 破損 (4) 漏れ (5) 亀裂 (6) 腐食</p> <p>潤滑剤に関し、次に掲げる判別ができること。</p> <p>(1) 種類 (2) 粘度</p>
--	--	--